

渋川市渋川駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、渋川駅西側地区地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した渋川都市計画渋川駅西側地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域とする。

(建築物の用途)

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項まで及び第13項第2号のいずれかに該当する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区計画の区域に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区計画の区域のほかに属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、同条の規定を適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4

条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更（政令第137条の18第1項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、前項第5号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

第7条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

2 市長は、前項に規定する許可をする場合においては、あらかじめ渋川市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。
。

(1) 第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の建築主、築造主、所有者、管理者、占有者又は設置者

(2) 第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

(両罰規定)

第 10 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

この条例は、地区計画の決定の告示があった日から施行する。